土壌汚染や区域の指定に係る基準

令和3年4月現在

特定有害物質の種類		指定基準	
		土壌溶出量基準（mg/L）	土壌含有量基準(mg/kg)
第一種特定有害物質（揮発性有機化合物）	クロロエチレン	0.002 以下	－
	四塩化炭素	0.002 以下	－
	1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	－
	1,1-ジクロロエチレン	0.02 以下	－
	1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	－
	1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	－
	ジクロロメタン	0.02 以下	－
	テトラクロロエチレン	0.01 以下	－
	1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	－
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	－
	トリクロロエチレン	0.01 以下	－
	ベンゼン	0.01 以下	－
第二種特定有害物質（重金属等）	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	45 以下
	六価クロム化合物	0.05 以下	250 以下
	シアン化合物	検出されないこと	50 以下（遊離シアンとして）
	水銀及びその化合物	水銀が0.0005以下、かつ、アルキル水銀が検出されないこと	15 以下
	セレン及びその化合物	0.01 以下	150 以下
	鉛及びその化合物	0.01 以下	150 以下
	砒素及びその化合物	0.01 以下	150 以下
	ふっ素及びその化合物	0.8 以下	4000 以下
	ほう素及びその化合物	1 以下	4000 以下
第三種特定有害物質（農薬等／農薬＋PCB）	シマジン	0.003 以下	－
	チオベンカルブ	0.02 以下	－
	チウラム	0.006 以下	－
	ポリ塩化ビフェニル（PCB）	検出されないこと	－
	有機りん化合物	検出されないこと	－

株式会社愛知環境技術センター
http://aichi-labo.com
mail: info@aichi-labo.com